

「宇治田原町空家等対策計画」の改定素案に係る パブリックコメント(意見募集)結果とその対応[案]について

令和5年2月24日

宇治田原町空家等対策協議会・宇治田原町

1 意見募集の概要

宇治田原町では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、空家対策を移住定住にも資する重要な施策として位置づけ、平成30年3月に「宇治田原町空家等対策計画」を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

この度、同計画の期間が満了を迎えることから、同法に基づき設置している「宇治田原町空家等対策協議会」（会長＝小沢 修司 京都府立大学名誉教授、全9名）により、これまでの取組を統括・検証し、空家対策を更に拡充するための改定計画素案を作成しました。

この改定素案に対して、より多くの住民のご意見・ご提案をいただくため、パブリックコメント（住民意見募集）を実施しました。

【公表を行った計画等素案の概要】

根拠法	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
計画の区域	宇治田原町内全域
計画の期間	令和5(2023)年度から令和9(2027)年度
計画の基本方針	1 所有者等による空家の適切な管理の促進 2 空家の活用を促進する取組の推進 3 空家に係る相談体制のさらなる充実
基本方針の方向性と施策展開	1-(1)所有者等の意識の啓発 1-(2)相談体制の整備等 1-(3)区・自治会、民間業者等と連携した空家管理 1-(4)管理不全状態の空家に対する対応 2-(1)空家の利活用に向けた誘導・支援等 2-(2)実効性のある空家利活用の推進 3-(1)将来的な相続に関する相談の充実 3-(2)空家の予防に関する相談体制 3-(3)相談体制の整備等（再掲）

【意見募集の実施内容】

公表資料	①周知・意見募集要領の概要資料 ②「宇治田原町空家等対策計画」改定素案（全文）
資料の公表方法	① 以下の公共施設等の窓口上記公表資料を配架、希望者に配布 ・役場（1階情報コーナー、2階 まちづくり推進課） ・総合文化センター2階 ・町立保育所あゆみのその ・地域子育て支援センター ・ふれあい福祉センター ・老人福祉センターやすらぎ荘（町社会福祉協議会） ② 町ホームページに上記公表資料を掲載 ③ 町広報紙1月号にパブリックコメント募集記事を掲載
意見の募集期間	令和4年12月23日（金）～令和5年1月31日（火）
意見募集対象者	宇治田原町の空家等対策の推進に関心をお持ちの方

2 意見募集結果

- （1）意見の提出者 1名
- （2）意見等の件数 3件

【意見提案の内訳】

意見提案（計画等の区分）	提案件数
「第4章 今後の取組について」に対する意見	3件
計	3件

※ 計画への意見募集という趣旨から、別資料にて提案意見の全文を掲載のうえ、ご意見内容を要約し計画等の区分毎に分割しています。

3 意見等の概要及びそれに対する考え方

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見等の主旨及びそれらへの対応・考え方については、別紙のとおりです。

また、ご意見等を踏まえた第2期空家等対策計画〔案〕については、宇治田原町空家等協議会で協議・承認の後、決定します。

【別紙 意見等の概要及びそれに対する考え方】

提案者 No.	意見 No.	公表資料素案 該当箇所			ご提出いただいたご 意見等の骨子	対応の方向
		大分類	小分類	頁		
①	1	第4章 今後の取 組につい て	第1節 所有者等 による空 家の適切 な管理の 促進	18	■素案にある空家所有者へのアプローチの工夫を行う必要性の中では、より具体的な移住定住・利用希望者の思いや「生の声」を所有者へ伝えるやり方もある。	ご意見のとおり、18頁「(1)所有者等の意識の啓発」に移住定住希望者の具体的なニーズに合う物件を募集するかたちでの所有者への働きかけを行うなどアプローチ手法を改善することを位置づけています。 引き続き町空家バンクに事業者登録をされている宅建業者との連携のもと、今後は、個人情報保護等の課題をクリアしたうえではありますが、ご提案のように利用希望者の具体的な条件・ニーズ等の思いをお知らせし、空家所有者に働きかけるなど、移住定住希望者の「生の声」をお伝えする工夫を一つの手法として、実践に努めてまいります。
①	3	第4章 今後の取 組につい て	第2節 実効性の ある空家 利活用の 推進	22 ～ 23	■支援制度の充実も空家問題の課題改善につながる。	22頁「②京都府移住促進条例に基づく移住定住者向け支援制度の継続」「③移住定住者が活躍できる場づくり」に、空家等を活用した、移住定住者が活躍できる場づくりの支援を位置づけています。 空家を移住定住者が活躍する場としての支援するためには、現に動き始めている移住定住者の自主的な取り組みと連携し、それをPRすることも視野に入れ、積極的な支援を行っていきたいと考えています。
①	2	第4章 今後の取 組につい て	第2節 実効性の ある空家 利活用の 推進	23	■居住用として賃貸・譲渡する以外にも地域資源としての活用やモデル事業、企業従業員向けの宿舍や社会福祉施設への活用、災害時の一時避難場所、地元住民の意憩いの場としての活用も考えられる。	23頁「③今後、新たな活用の可能性を見出すための空家等活用の検討」に、ご提案の内容を位置づけております。 引き続き、新たな活用の可能性を見出すための空家等活用の検討を進めていきます。